

温故而知新、可以為師

（論語 為政第二）

豊見城村史だより

創刊号 1995.11.10

舉為小赤頭此役如
于此時

戴紫冠拜授豊見城間切
相傳迄今子孫蕃衍永為
阿摩和利不特族類見滅
善惡之報應天理之不爽
傳以為後鑑

號喜伯行一日無傳

豊見城村教育委員会
村史編さん室

正 誤 主衣

23 19 18 18 18 17 17 16 10 9 7 6	ページ
上 上 下 下 下 下 上 下 下 下 下 下 19 19 13 8 1 16 4 1 11 9 6 15	上・下段・行
赤頭 石奉公 没年不詳 尚巴王妃 現代文にし を儲して 徳島沖 疲弊した時 同式拾六年 お願い 申し出があり	誤
小赤頭 石奉行 没年不詳 尚巴志王妃 現代文に要約し を賭して （徳之島沖か） 疲弊した時 同式拾三年 お願い 申し出があり 落ち度なく	正

もくじ

創刊によせて……………	教育長 垣花 幸雄……………	1
口上覚(原文と読み下し)……………	阿波根直孝……………	2
毛氏家譜を読む・毛氏家譜抄録……………	宜保 喜久……………	13
村民の戦時・戦後体験記(談)の募集について……………		23
とみぐすく写真・生活資料展について……………	大城みゆき……………	24
沖縄県地域史協議会の研修に参加して……………	大城 達宏……………	25
豊見城村史編集委員会(名簿)……………		26
豊見城村史編集基本計画……………		27
第九巻「文献資料編」執筆担当者……………		27
編纂室業務日誌……………		28
編集後記……………		33



創刊によせて

豊見城村教育長 垣花 幸雄



豊見城村は、昭和三九年（一九六四）に豊見城村史（全一卷・九〇四頁）を発行しておりますが、あれから早くも三〇年余の歳月がながれ、その間に日本復帰の実現や高度経済成長、地域の開発と変貌、教育文化、などの各面で大きな変化を遂げて参りました。

また、市町村史（地域史）についても、総体的に一〇二冊にコンパクトに編集するのが一般的でありましたが、この十年前あたりから住民の生活や視点で資料を収集、整理分析し編集する傾向に移行しております。

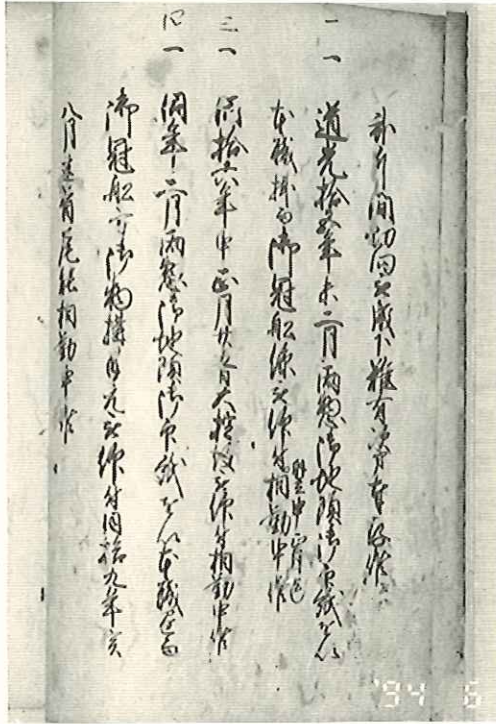
すなわち、各部門別の具体的な資料編を重視し、これを基礎にして「通史編」を発行する、という考え方です。本村においても別掲のとおり、資料編と通史編を併せて十一巻編集する目標を設定しております。

この修史事業を行うため、平成六年度に教育委員会に村史編纂室を設置し、本格的な編集事務に着手したばかりであります。今後は、系統的で一貫性のある地味な活動と、専門知識や編集技術が求められています。

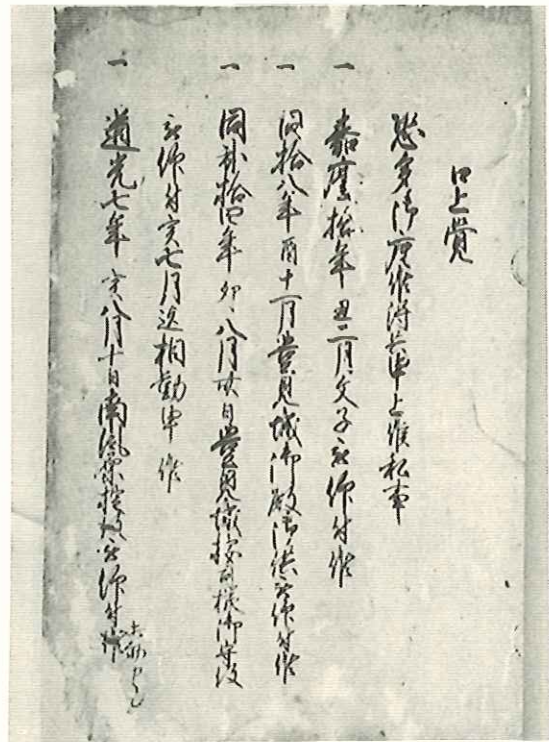
村史だよりは、年一回の発行を予定しておりますが、できるだ村民に親しまれる村史づくりの一助となればと願っております。

今号に掲載している阿波根直孝氏の対訳「口上覚」は、村指定文化財第一号（古文書）であり、宜保喜久室長の「毛氏家譜を読む」も本村に関わりのある未公開資料であります。共に地域史、琉球史の一部分を埋める一級の史料である、といわれており、これを機会に更に研究が深められることを期待しております。

村民の皆様をはじめ、関係各位の暖かいご指導をお願い申し上げます。



御冠船方御物構の手元を命じられ嘉慶16年2月から19年8月まで勤務。



口上覚の書き出しは1805年(嘉慶10)からはじまる。

口上覚 (原文と読み下し)

豊見城村史専門委員 阿波根直孝

この口上覚は、豊見城村字嘉敷の赤嶺喜之助氏所有の古文書で、豊見城村の指定第一号の文化財です。

内容は今から凡そ一九〇年前に地方役人である文子(ていご)を仰せつけられてたのから始まり、一八四六年までの約四〇年間の履歴と報償を年代順に書いたものである。

地方役人になるために豊見城御殿に御殿奉公して、筆算を稽古した後、間切に帰り地方役人である文子(無給)から始まり、南風掟・西掟・大掟と役職が上って地頭代になるが、この記録では地頭代になる以前の大田親雲上(夫地頭)までの記録である。

文子から南風掟になるまで二十二年かかり、次の西掟まで七年かかっている。その後は順調に大掟・筆者・首里大屋子・夫地頭・惣山当などを歴任して、後は百姓身分でなれる地頭代だけである。

此の記録を読んでいると、豊見城王子様のお供で江戸上りをしたこと、御冠船係になったこと、御料理方御用で黍御神酒を玉城間切で稽古して納めたことなどが書かれており興味のある記録が多い。

口 上 覚

恐多御座候得共申上候私事

1 嘉慶拾年丑二月文子被仰付候

2 同拾八年酉十一月豊見城御殿御供被仰付候

3 同式拾四年卯八月三十日豊見城按司様御守役被仰付亥七月迄相勤申候

4 道光七年亥八月十日南風掟被仰付相勤申候

5 道光七年亥八月豊見城按司様御幼少付御守役□を以御雇被仰付翌々丑十二月迄相勤申候

6 同拾年寅七月上同十二月迄大掟吉本にや子年蔵當之時帳内首尾方用両惣御地頭御印紙を以蔵當足被仰付無飯無相勤申候

7 同拾老年卯五月同八月七日迄御手札御改付両惣御地頭御印紙を以本職縣無構被仰付相勤申候

8 同年十一月拘村々下知方昼夜出精能相届候段さは

口 上 覚

(口頭で申し述べたことを書き付けにして差し出した文書)

恐れ多いことではございますが申し上げます、私ごとについて。

1 嘉慶拾年(一八〇五)二月に文子を仰せつけられました。

2 同拾八年(一八二三)十一月、豊見城御殿のお供を仰せつけられました。

3 同式拾四年(一八一九)八月三十日、豊見城按司様のお守り役を仰せつけられ、翌年の七月までお勤めいたしました。

4 道光七年(一八二七)八月十日、南原掟を仰せつけられ、お勤めいたしました。

5 道光七年(一八二七)八月、豊見城按司様が幼いのでお守り役□係仰せつけられ、翌々年十二月までお勤めいたしました。

6 道光十年(一八三〇)七月から同年十二月まで大掟吉本にや子年(一八二七)蔵當の時、帳面整理報告方を両惣地頭の辞令書で蔵當代理仰せつけられ、無給でお勤めいたしました。

7 同拾老年(一八三一)五月から同年八月七日まで御手札改めを両惣地頭の辞令書で本職と兼務に係仰せつけられお勤めいたしました。

8 同年(一八三一)十一月かかえ村々へ指図を昼夜

くり中_レ被申出候付為御褒美_レ分多葉粉式斤間切
向被成下難有次第奉存候

9 同年八月二十一日豊見城王子様江戸御使者之御時

旅御供御雇被仰付翌辰六月八日那覇川出帆翌々巳

四月五日帰帆仕同十二月迄諸首尾方相濟_レ午正月_レ重

間切_レ罷下勤方仕申候

附左之通御殿_レ重御褒美_レ并兩惣御地頭向

間切頭御役衆中_レ重御問合有之事御座候

覚

南風掟

高良にや

右者格別成働_レ左之通申渡置候間番所勲功帳載

置何_レ願出之砌其見合可致候以上

未

仮惣地頭

十二月

小橋川筑登親雲上

豊見城按司

豊見城間切

御下知方

検者

勤勉に伝えた事、さばくり中より申し出があった
ので御褒美として国分たばこ二斤間切向きに下さ
れ、大交有り難く思います。

9

道光十一年(一八三一)八月二十一日豊見城王子

様、江戸上りの御使者の時、旅お供を仰せつけら
れ翌年六月八日に那覇港より船出して、翌々年四

月五日に帰着いたし、同十二月までに諸報告を濟
ませ、午正月(一八三四)から間切に帰って、お
勤めをいたしました。

附(つけたり)

左の通り御殿より御褒美並びに兩惣地頭から間
切頭諸役人へお問合が御座ました。

覚(おぼえ)

南風掟

高良にや

右は格別な働きによって、左の通り申し渡して

おきますので番所の勲功帳に載せて置き何か願
い出の時、その勲功を考慮させるように以上。

未

仮惣地頭

十二月

小橋川筑登親雲上

豊見城按司

豊見城間切

御下知役

検者

さはくり中

其方事親父江府^江之御使者被仰出候付掟勤役中
雇入進物方下供^需去辰年被列登候処於江戸鹿兒
嶋請持之勤出精相弁且御上国年延相成候付^而者
数年相掛其上役人共前後代合有之跡首尾及混難
候処畢竟心掛宜諸品出入銀分取払方等能存書居
帳内付届方等致助勢候故勘定方無滞相遂候段役
々申出之趣有之殊勝之至候先様猶以奉公出精可
相勵候仍褒状如件

道光拾五年乙未十二月 豊見城按司

南風掟

高良にや

10 道光拾四年午正月二十三日西掟被仰付相勤候

11 同年七月二十八日南風掟被仰付相勤候

12 同拾五年未正月三日午年歳當職之時昼夜共出精相
勤乍勤職右次第殊勝之儀被思召上両惣御地頭御伺

さはくり中

その方の事、親父が江戸上りの御使者をお仰
せつけられた時、掟勤め役として進物係付け
役として、去る辰年つれ上りましたところ、
江戸・鹿兒島において分担の勤めをよくわか
まえ、また、御上国期間が延びて数年にわた
り、その上、役人達の交替もあり、跡継ぎの
報告も困難に及ぶところ、結局心がけが宜し
く、諸品の出し入れ・お金の取り払い方など
よく書きおいて、帳面の記載に協力したので
勘定方は滞りなく決算できたと、役人から申
し出でがあり、感心なことである、これから
もなお、御奉公に一生懸命励むべきである。
よつて褒美状以上のとおり。

道光拾五年（一八三五）きのとひつじ十二月

豊見城按司

南風掟

高良にや

10 道光拾四年（一八三四）午正月二十三日西掟仰せ
つけられお勤めいたしました。

11 同年七月二十八日南風掟仰せつけられ、お勤めい
たしました。

12 同拾五年未正月三日午年歳當職の時、昼夜となく
一生懸命勤め職務ながら右のことは感心なこと

之上為御褒美分多葉粉式斤間切向被成下難有次第奉存候

- 13 道光拾五年未二月兩惣御地頭御印紙を以本職掛而御冠船係被仰付翌申正月迄相勤申候
- 14 同拾五年未年間切御心付砂糖三万斤代分高村々賣地志ち入地請出被仰付候時兩惣地頭御印紙を以支配方構被仰付首尾能相勤申候
- 15 同拾六年申正月二十九日大掟役被仰付相勤申候
- 16 同年二月兩惣地頭御印紙を以本職懸而御冠船□御物構手元被仰付同拾九年亥八月迄首尾能相勤申候
- 17 同年五月二十日兩惣地頭御印紙を以本職懸而地頭代筆者被仰付翌酉十二月迄相勤申候
- 18 同拾六年冬申焼出間切ハ御心付砂糖三万斤賣払構兩惣地頭御印紙を以被仰付相勤申候
- 19 同拾七年酉二月三日首里大屋子被仰付相勤申候
- 20 同年八月八日大田夫地頭職被仰付同式拾年子六月

あるとお思ひになつて、兩惣御地頭にお伺いの上御褒美として国分多葉粉二斤間切向きに下され、大変有り難く思ひます。

- 13 道光拾五年（一八三五）未二月兩惣地頭の辞令書をもつて、本職と一緒に御冠船係仰せつけられ、翌年申正月までお勤めいたしました。
- 14 同拾五年未年間切へお心付け砂糖三万斤代錢で、村々売地・質入れ地を請け出し仰せつけられ、兩惣地頭の辞令書をもつて支配方係仰せつけられ落ち度なくお勤めいたしました。
- 15 道光拾六年（一八三六）申正月二十九日大掟役仰せつけられお勤めいたしました。
- 16 同年二月兩惣地頭の辞令書をもつて、本職と兼務で御冠船□御物係手衆仰せつけられ、同拾九年亥年八月まで、落ち渡なくお勤めいたしました。
- 17 同年五月二十日兩惣地頭の辞令書をもつて、本職と兼務で地頭代筆者を仰せつけられ、翌酉十二月までお勤めいたしました。
- 18 道光拾六年（一八三六）申冬焼出間切御心付け砂糖三万斤、売払係に兩惣地頭の辞令書をもつて仰せつけられ、お勤めいたしました。
- 19 道光拾七年（一八三七）酉二月三日首里大里屋子仰せつけられ、お勤めいたしました。
- 20 同年八月八日大田夫地頭仰せつけられ、同式拾

迄相勤申候

21 同年十一月両惣地頭御印紙を以我那覇村下知人被

仰付相勤申候

22 忝御神酒調方致稽古位宜相成候付左之通間切御役

人_ト御申出両惣地頭御印紙を以御褒美被成下候

覚

夫地頭

大田親雲上

右者忝御神酒之儀調方六ヶ敷有之時□致不出来

候儀有之先年玉城間切_江故根差部掟上原にや被

差遣調方之仕様稽古被仰付候得共宜敷有之尤此

中調方の次第者升取共覚俣迄之事_ニ御用入之砌

折角入念調方させ候得共不行届及御掛引候儀共

多々有之漸御用相弁候處牛十一月十六日御料理

座御用致不出来御用相立不申及御差婦御咎日被

仰付筈候處段々御分ヶ申上漸事能相済申候大切

成御前御用右通不出来之砌_ニ俄_ニ調替_共難成不

年子六月までお勤めいたしました。

21 同年十一月両惣地頭の辞令書を以て、我那覇村下

知人仰せつけられ、しばらくの間、お勤めいたしました。

22 忝御神酒造り方を学んで、経験宜しくなったので

左の通り間切役々より申し出があり、両惣地頭の辞令書を以て、御褒美をいただきました。

覚え

夫地頭

大田親雲上

右は忝御神酒のこと、造り方が難しいので

時々失敗もあり、先年玉城間切へ亡くなった

根差部掟・上原にやを遣わして、造り方を学

ぶように仰せつけられました。結果は宜し

くなく、尤もこれまで造り方の手順は升取り

達に任せていて、御入用の時、折角念を入れ

て造らせたけれども不行き届きがあった。何

回かの駆け引きもあって、ようやく御用に用

いましたところ、去る牛年十一月十六日御料

理座御用も、不出来で御用に役たたず、差し

婦えされ咎めを仰せ付けらるはずのところ、

あれこれ理由を申し上げて、ようやく、こと

なく済ませました。大切なる王府の御用、右

のように不出来のときには、俄に作り替える

恐次第^三何連吟味之上去未正月於彼間切右大田

江稽古被仰付習方之成を以黍四升先^三調方相試

候處尽工面習請候故能出来候付同月十一日御料

理方御用^三其例を以初而調方被仰付候處以前之

調^三猶相勝夫より以来之御用^三其通^三而時々御褒

美等被仰付候間切之為筋相成誠稽古之詮相立申

候間何□□願出之砌其功勞御見合被仰付被下度

奉願候以上

西

十二月

西掟

高安にや

南風掟

大嶺にや

首里大屋子

當銘筑登

地頭代

座安親雲上

右申出之通相違無御座候間願筋御達

被下度奉存候以上

とも出来ず申し訳ないことで、いづれ検討の

上去る未正月彼の間切へ右の大田に造り方を

学ように仰せつけられ、技術の習得をもって、

黍四升で造り方を試みました。いろいろ工夫

をつくして習い覚えたので、よくできました

ので同月十一月御料理座御用より其例を以て

初めて造り方仰せつけられたところ、以前の

造り方より勝っている。夫より以後の御用も

うまくでき、時々御褒美等いただき間切のた

めにも成り誠に稽古の事柄によるものである

から、何楚願い出の時は其の功績をお考えに

なつて、仰せつけられくださいますようお願い

いたします。

以上。

西

十二月

西掟

高安にや

南風掟

大嶺にや

桃原にや

首里大屋子

大掟

當銘筑登

地頭代

座安親雲上

地頭代

座安親雲上

酉

検者

十二月

山田筑登親雲上

下知役

真玉橋里之子親雲上

23 道光拾八年戌正月両惣地頭御印紙を以本職掛而惣

山當足被仰付同年□□□相勤申候

24 道光拾八年戌三月惣山當被仰付同式拾年子十二月

迄相勤申候

25 同年十二月二十七日御冠船賭縣相勤為御褒美勢頭

座敷御位頂戴仕候

26 道光拾九亥年両惣地頭御印紙を以砂糖構被仰付首

尾能相勤申候

27 同年右同を以間切江御心付砂糖壹萬五千斤代分支

配構被仰付首尾能相勤申候

28 同式拾壹年丑正月惣耕作當被仰付并二年卯三月迄

相勤申候

29 同月両惣地頭御印紙を以本職縣而根差部村□□□

下知人被仰付當分相勤申候

30 同月六日を以諸科分取入構被仰付同三月迄相勤申

右申し出の通り間違いないと思いますので願
事、御聞きとどけ下さいますようお願い
いたします以上。

酉

検者

十二月

山田筑登親雲上

下知役

真玉橋里之子親雲上

23 道光拾八年（一八三八）戌正月両惣地頭の辞令書
を以て、本職と一緒に惣山當補佐仰せつけられ、
同年二□□□お勤めいたしました。

24 道光拾八年（一八三八）戌三月惣山當仰せつけら
れ、同式拾年子十二月までお勤めいたしました。

25 同年十二月二十七日御冠船係を勤めたので御褒美
として勢頭座敷の位を頂戴いたしました。

26 同拾九亥年両惣地頭の辞令書を以て、砂糖係仰せ
つけられ、落ち度なくお勤めいたしました。

27 同年右を以て間切へ御心付け砂糖壹萬五千斤代銭
支配係仰せつけられ、落ち度なくお勤めいたしました。

28 同式拾壹年丑正月惣耕作當仰せつけられ、ならび
に二年卯十二月まで、お勤めいたしました。

29 同月両惣地頭の辞令書を以て、本職と一緒に根差
部村□□□□下知人、仰せつけられ當分お勤めい
いたしました。

30 同月六日を以て諸科銭集金係仰せつけられ、同三

候

31 同年十一月九日より十二月迄高嶺親雲上□□□御

竿入付田地御役人より御雇被仰付相勤申候

32 道光式拾貳年寅五月朔日両惣地頭御印紙を以本職

縣而我那覇掟赤嶺にや病氣付快^孟□間金良村惣山

當大田親雲上打□足被仰付同十一月二日迄相勤申候

33 同年十二月十六日右同を以高安村下知人被仰付同

式拾貳□年□十二月迄相勤申候

34 同式拾三卯年右同□□砂糖構被仰付首尾能相勤

申候

35 同式拾四年辰正月右同を以地頭代筆者被仰付□□

□相勤申候

36 同月惣耕作當被仰付□□□□□□□□□□□□□□

37 同年右同を以間切江御心付砂糖壹萬五千斤代分支

配構被仰付相勤申候

38 同年右同を以砂糖構被仰付首尾能相勤申候

39 同式拾四年辰十月両惣地頭御印紙を以本職縣^茂豐

見城御□御仕明當□□當分相勤申候

月までお勤めいたしました。

31 同年十一月九日より十二月まで高嶺親雲上□□□

測量につき、田地御役人より勤務仰せつけられ、お勤めいたしました。

32 道光式拾貳年（一八四二）寅五月一日両惣地頭の

辞令書を以て、本職と一緒に我那覇掟である赤嶺にや病氣が回復するまでのあいだ金良村惣山當大田親雲上□□□補佐仰せつけられ、十一月三日までお勤めいたしました。

33 同年十二月十六日右同を以て高安村下知人仰せつ

けられ、同式拾六年午十二月までお勤めいたしました。

34 道光式拾三年（一八四三）卯□□砂糖係仰せつ

られお勤めいたしました。

35 道光式拾四年（一八四四）辰正月右同を以て地頭

代筆者仰せつけられ、ならびに六月までお勤めいたしました。

36 同月惣耕作當□□□□□□□□□□□□□□□□□□

37 同年右同を以て間切へお心付け砂糖壹萬五千斤代

錢支配係仰せつけられ、お勤めいたしました。

38 同年右同を以て本職と一緒に砂糖係仰せつけられ

落ち度なくお勤めいたしました。

39 道光式拾四年（一八四四）辰十月両惣地頭の辞令

書を以て、本職と一緒に豊見城御殿開墾地係仰せつけられ、當分お勤めいたしました。

40 同式拾五年巳六月右同を以□□□□戊寅年_ト去卯

年迄蔵當方諸帳勘定構被仰付當分相勤申候

41 同年間切_江御心付砂糖壹萬五千斤代分支配構被仰

付相勤申候

42 同式拾六年午三月右同を以蔵當番每□□□勘定構

被仰付當分相勤申候

43 同年□□を以間切_江御心付砂糖壹萬五千斤代分支

配構被仰付相勤申候

44 道光式拾□年□正月六日平良高嶺田頭三ヶ村極々

疲入諸上納物并頭高□□村_江引負させ候上間切_ト

茂段□□救等被成□□□候躰不相見得候□□□

地_ト按司縣□□□惣様致竿試持過_ト候ハバ致針

縣上納向させ候様頭御役衆_ト被仰渡趣有之去八月

七日迄致致竿試候處持過之躰相見得候付掟下知人

_ト持過之分者叶縣を以上納向させ候様申達置申候

尤田頭村之儀者田地御廻見差掛候付いまだ相仕舞

不申候

40 同式拾五年六月右同を以□□□□寅年より去る卯

年まで、蔵當方の諸帳勘定係仰せつけられ、當分お勤めいたしました。

41 同年間切へお心付け砂糖壹万五千斤代錢支配係仰

せつけられ、お勤めいたしました。

42 同式拾六年午三月右同をもって蔵當番每□□□勘

定係仰せつけられ、當分お勤めいたしました。

43 同年□□をもって間切へお心付け砂糖壹万五千斤

代錢支配係仰せつけられお勤めいたしました。

44 道光式拾□年(一八四六)午□月六日平良・高嶺・

田頭の三ヶ村ごく疲弊し、諸の上納物并頭高竿

余村へ引き負わせたうえ、間切よりも段□□救い

など□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

らば耕作をさせて上納向きにさせるよう頭お役人

達より仰せ渡しの趣があり、去る八月七日までに

測量をいたしたいところ持ちすぎのところがあり

ましたので、掟・下知人によって持ちすぎの分は

小作させるように申し渡しておきました。尤田頭

村のことは廻り見するようだったが今だやっ

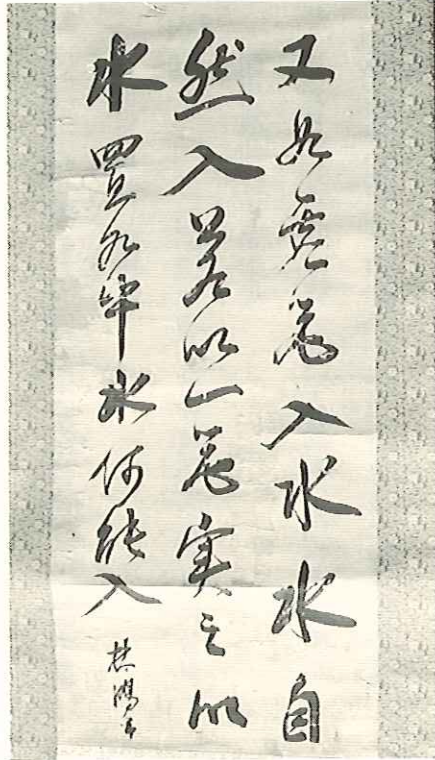
ないようです。

45 道光式拾□□□兩惣地頭御印紙を以砂糖構被仰付

相勤申候

45 道光式拾年（一八四〇）子年兩惣地頭の辞令書を以て、砂糖係仰せつけられ、落ち度なくお勤めいたしました。右の通り旅下地の時は□□公お勤めいたしました。しかれば□□□代わり□□□□□□

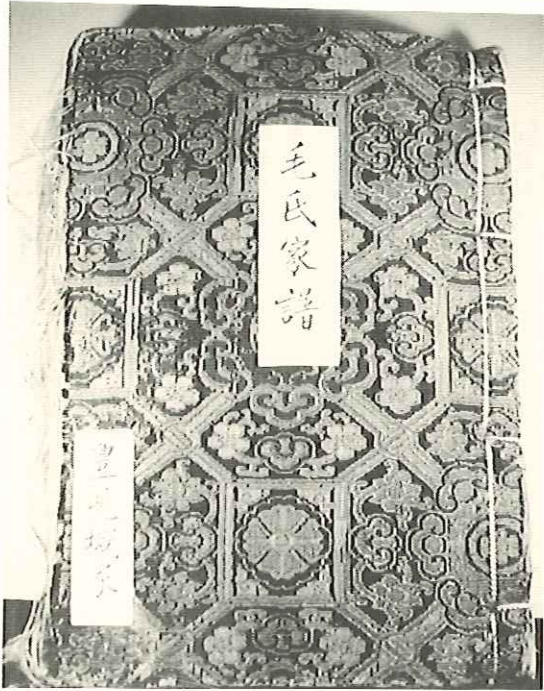
（以下紙面損失。）



「林鴻年の書」とみられる掛け軸（赤嶺家所蔵）

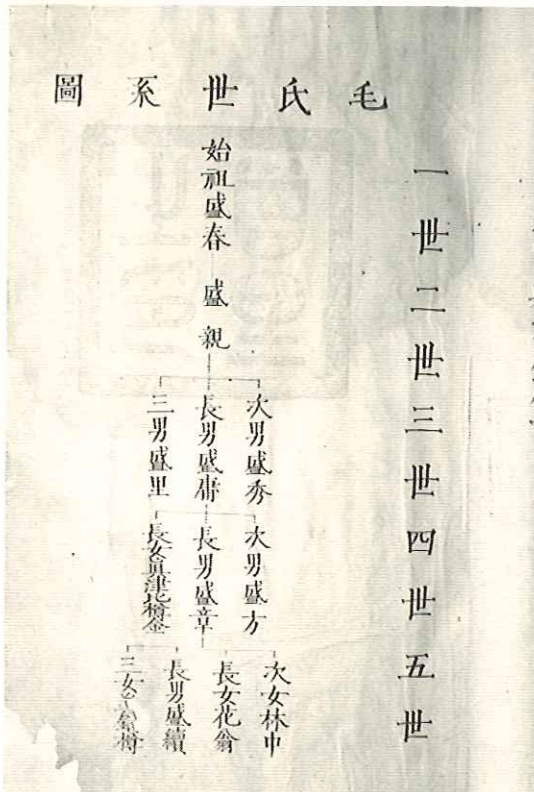
道光十八年（一八三八）に尚育王を冊封するために中国皇帝の使者となつて林鴻年らが来琉している。この時、百姓の身分である大田親雲上は、兩総地頭の辞令によつて御冠船方御物構（係）の手元（用員）として働いた。冊封使の林鴻年から直接いただいたか経緯は不明。内容は処世訓にも思えるが未だ解読されていない。

毛氏豊見城家譜を読む



村史編纂室長 宜保喜久

写真上は、豊見城家が所蔵している毛氏家譜(全一卷)の表紙。下は、盛春(護佐丸)を始祖とする世系図。王府の系図座で押したとみられる御朱印「首里之印」も鮮明である。



一、はじめに

盛春・中城按司護佐丸(唐名・毛国鼎^{もうこくてい})を始祖とする「毛氏 豊見城家」の家譜(系図)は、これまで県文化課によってマイクロ撮影され、または一部の研究者の閲覧に供されたようであるが、一般には未公開の家譜資料である。

村史編さん室は、六月十日に同家譜の所有者である豊見城盛隆氏(那覇市首里寒川町)のご許可を得て、同家譜(全一卷 一八二ページ)を写真に収めることができました。同氏に深く感謝を申し上げます。

同家譜は、盛春中城按司(毛国鼎)を初代とし、一四五四―一六〇年から、十七世盛和(明治十一年・一八七八)まで、約四二四年に及ぶ記録である。

表紙の角に一部ほころびがあるものの、虫害や破損もなく完全に保存されている。竹筆で丁寧に楷書され漢文体で年代順に記録されている。御朱印(首里之印)が押され、各ページに割り印などがある原本である。

毛氏豊見城家の伝承によると、表紙の布貼りは「国王のウマントン(上衣か)の布地を拝領して、家宝である家譜を包んでいる」といわれる。植物の荒い繊維で織られた厚手の布地に藍や金色の染料で四角、六角九角、唐草模様などがほどこされて、いかにも国王の威厳を偲ばせる重々しさと気品がある。

さて、同家譜は一般に紹介されていないので、詳細な内容や毛氏系の他の家譜との照合、歴史資料としての評価などについては、専門家の今後の研究成果を待たねばならない。したがって、今回は資料の概要紹介と、素人の感想を述べる程度にとどめたい、と思えます。特に毛氏豊見城家と豊見城間切との関連を考えてみたい。

二、毛氏家譜とは

一般に家譜、系図、家系図などと呼ばれる古文書について、敢えてひと口で説明するならば琉球王府時代の士族層の「戸籍簿・履歴書」である、と言えよう。

家譜の主な項目を見ると①序(家譜作製の由末)②嫡男を中心とする世系図③各人の童名、唐名、生年、没年、位階④父母、兄弟、姉妹、婚姻⑤元服(十一―十五歳の間に欽髻^{かたむす})⑥家督相続(領地や知行・俸禄、役職など)⑦勲功や褒賞⑧が主要なものである。

一定の様式に沿って、年月日の順に記録されており仕次ぎ(追加、訂正、削除)の時に追記された所は、系図座において確認印が押されている。

球陽によれば、首里王府に系図座(役所)が設置されたのは、康熙二八年(一六八九)である。それ以前から家譜は記録されていたようであるが、制度を定め

て下級士族から親方部（大名？）に至るすべてに義務づけたのが康熙二八年であろうか。

家譜（系図）の作製や、系図座への提出と検閲を義務づけられた士族層のことを、俗に「系持ち」と呼び百姓や職人、商人など家譜の作製を認められない階層の人々を「無系」と呼んで、厳しい身分の区別がなされた、と考えられる。

ところで、毛氏豊見城家についてみると、護佐丸の唐名から氏名「毛」を、盛春から「盛」の一字をとって実名にし、家名は所領地の豊見城間切を使っていることがわかる。同家の各支流も毛氏を名のり、所領地によって各々の家名にしていることが知られている。

同家は、代々首里の寒水川に居住して三司官などの役職に就き、国内の政治や中国、薩摩（江戸）との交渉の際は団長、副団長格とし活躍する名門でもある。

中山世鑑や中山世譜といった王府史の中にも、毛氏家譜から引用し、または転載したと思われる部分がかくつかあり、王府史を考える上からも貴重である。

三、毛氏と豊見城間切

毛氏豊見城家は、二世盛親（豊見城親方）が尚真王の世代（一四四七―一五二六）に豊見城間切総地頭職に任ぜられたのに初り、十六世の盛綱に至る明治十二

年（一八七九）まで、約三八〇年にわたり豊見城間切総地頭を勤めてきた。

このように永代にわたり一つの間切を采地（領地）とする家柄は、王府史の中でも極めて少ないようである。これは、始祖である護佐丸が第一尚氏時代とはいえ、六代の国王につかえた忠臣であったからである、との言い伝えもある。後世になってからは、同家が王女の嫁入り先になるなど、王家との血縁関係も深い。

この毛氏の他に、尚氏豊見城家（豊見城御殿・王子按司家）がある。毛氏、尚氏とも同時に豊見城間切地頭になるため、一般に両家を「両総地頭」と呼んできた。

さて、毛氏（護佐丸系）の本家である豊見城家と豊見城間切との関わりについては、同家譜の中でもいくつか指摘することができる。まず第一点は、先にも述べたように代々豊見城間切の総地頭になっていることである。

第二点は、総地頭職を相続する前に保栄茂地頭（一集落を采地とする）になっている（五世盛統、六世盛良、七世盛常）。

第三点は、現在の字高安の当間原（南風原村の当間原とある）のほか、字翁長と字与根の境界の南浜崎原（旧村有地）一帯も総地頭地であったとか、田頭、名嘉地一帯の田原などにも「総地頭地」があった、とさ

れている。つまり、地頭家が開墾事業、土地改良事業を行った、と考えられる。この開墾、土地改良による耕地拡大事業は、地元の百姓たちを夫役して実施し、地頭家の所有地となるが、数千坪単位のこれらの土地は、地元百姓たちに小作をさせ、その収益を「作得」として得たであろう(前掲の口上覚39参照)。

第四点は、この家譜の記録事項にはない「豊見城間切からの奉公人」たちのことである。このことは、前掲・阿波根直孝氏の「口上覚」(村指定第一号文化財)に詳細な奉公の経過がある。口上覚は、尚氏豊見城(王子、按司)家へ奉公した大田親雲上(当時は夫地頭)の履歴書とみることができ、毛氏豊見城家にも多年にわたり、豊見城間切の百姓の子弟が多く奉公していたことは、容易に想像できる。

俗に「御殿奉公」「殿内奉公」といわれるもので、単に両総地頭家の下男、下女という下働きだけでなく筆算稽古を積み、礼儀作法を学び、あるいは首里から地方へ文化を運ぶ大きな役割りを果たした、と思われる。このような奉公人たちは年期が明けて間切に帰り、その後豊見城間切番所の文子、掟、さばかり、夫地頭、地頭代など地方役人じかたぎにんとなって行政一般や租税徴収、農業、教育、風俗の指導、監督に当たった、と考えられる。五点目は、豊見城間切から王府に申請する公文書は必ず「両総地頭の印結し署名捺印し証明する」を得る

仕組みになっていたことや、豊見城間切が疲敝した時には、惣地頭が王府に下知役(臨時の監察官)を派遣要請するなど、一部分の具体的な文書決裁や行政事務処理に携っていたことが知られている。

四、三人の豊見城親方が客死

同家譜を通読すると、同家の人々の栄光や誇り、苦しみや悲しみが時代を越えて伝って来る思いがする。

例えば、五世盛統・豊見城親方(総地頭)は、一六〇九年の薩摩軍侵攻とその敗戦処理を担当することになり、功績をあげて時の尚寧王から信頼を受けた人物である。薩摩軍は那覇まで進攻し、那覇親見世に司令部を置いた。この時、盛統は尚氏具志頭王子、菊隠長老と共に、薩摩軍の樺山司令官の前に向いて「国王の降参」を告げた。

その後、尚寧王は謝名親方らと共に戦犯として薩摩に抑留される。この時、国王の帰国を請願する使節となつて薩摩に赴き、国王と共に帰国することができた。さらに一六一四―一六年まで質使(尋問、質問に答える使者か、人質か)となり、薩摩に滞在し。その一連の功績で知行四〇〇石から破格の六〇〇石に増加された、と記述している。

崇禎十一年戊寅六月十六日因 光久公即位

爲慶賀使者頂戴紫地浮織冠七月初七日同

尚氏北谷王子朝秀那霸開船到慶府翌年朝

秀回國但盛良公務未竣不得回國十五年壬

午因法司官章氏宜野灣親方正成來代方許

回國九月初三日行到德島洋面忽遭大風破

船而卒年五十七付役翁氏大里親雲上直良
白氏金城筑登之信有茂慶大筑屋之右

6世盛良の遭難を伝える記事

一方、琉球を離れて外国で職務中に死亡する三人の豊見城親方がいる。六世・盛良は、一六三八年に島津光久公の薩主就任を慶賀する使節となって、薩摩に渡り帰国の途中で台風に遭い、徳島沖まで流されて行方不明（五七歳）。

七世・盛常は、明の隆武帝即位を慶賀するため、福建省に到着して京（南京）へ向ったが、明・清の騒乱の最中で危険になり、福建省に引き返してきてそこで死亡する。一六四七年のことで、盛常は三二歳であった。

十世・盛邑は、謝罪の使者となって薩摩に赴く途中で台風に遭い行方明となる。一七二六年、盛邑は二九歳であった。この謝罪というのは、琉球の接貢船が台風のために薩摩領内に漂着し、無届で絹を商ったこと

をとがめられ、正式にその行為を謝罪する使いであったという。

この毛氏家譜の時代は、豊見城間切の立場から考えると、薩摩藩の関接支配と琉球王府の直接支配という二重構造の封建農耕社会の時代であり、台風、洪水、干ばつ、疫病の流行などが起る厳しい時代でもあった。

しかし、単に租税（俸禄）を取る方と、取られる方という対立関係のみならず、それは一面的なものになり、歴史の真実を探求する努力や意欲をかき消すことにもなりかねない。家譜を単なる私家資料とみるか、公文書あるいは歴史資料とみるかによっても感想は大きく異なるもの、となろう。

毛氏家譜を通読して感じたことは①琉球王府と豊見城間切、総地頭職の存在と役割②毛氏が単に豊見城間切を領地とする王府の重臣であるばかりでなく、生命を儲して王命を遂行する勇敢な一族でもあることを知った。更に心情的な立場から言えば、同家の人々の誇りや喜び、悲しみや大変さを垣間みる思いである。家譜の行間から同家の人々の息づかいさえ感じるような親近感を覚える。

毛氏家譜抄録

豊見城家 所蔵

毛氏家譜

始祖盛春中城按司護佐丸

童名真牛唐名國鼎號瑞亨父山田按司母無
 山田村今我族人每年八月往祭其墓佐丸墓在併城下事詳八世盛定之錄原封
 讀谷山按司鎮居其城以供藩職爲人忠義徹
 膽英雄絕倫而謹愿篤實正色立朝當時官僚
 皆尊信之奸黨深妬忌之誠爲一朝之大臣矣
 尚思紹王世代山北王攀安知欲吞中山護佐丸隨
 王世子尚巴志領軍伐之

「英雄絶倫……一朝の大臣」と始祖・護佐丸を讃える同家譜

原文は漢文体であるので現代文にし、() に西暦と参考を付した。

始祖 盛春中城按司 護佐丸(唐名 毛国鼎)

○生年、没年不祥。父は山田按司。

○座喜味城、中城城を築く。

○尚思紹王の時、世子、巴志に従い北山の攀安知を討

伐(一四一六年か)

○護佐丸の娘が、尚巴王妃となる。

○尚泰久王の時(一四五四―一六〇年)、王の娘婿であ

る勝連按司阿摩和利の讒言により、逆臣として討伐

を受け、護佐丸一族は中城城で自害した。

二世 盛親 豊見城親方(毛麟章)

○生年、没年不祥、護佐丸の三男。

○中城落城の時(一四五八年か)に、父護佐丸、母、

兄二人と重臣たちの一族が自害。三男の盛親は、い

まだ乳児であったので乳母に抱かれて落ちのびた。

高嶺間切国吉村の地頭の庇護を受ける。

○尚円王(第二尚氏)の即位(一四七〇年)の後に、

国吉地頭が盛親を保護していることを申し出る。尚

円王は、忠臣であった護佐丸の悲運を憐み、遺児の

盛親を首里城内で養育、十五歳になるまで「小赤頭」

という少年の官職名を与えた。

○尚真王の世代（一四四七―一五二六年）に、紫冠（親方の位）を賜り、初めて豊見城間切総地頭となるこの時「子々孫々に及び相伝え：永く中山の喬木（重臣？）と為す…」という。

三世 盛庸 豊見城親方（毛実）

○生年不詳、盛親の長男。

○正徳年間（一五〇六―一五二二年）、豊見城間切総地頭を相続。

○嘉靖一四年（一五三五）二月八日に（尚清王が）冊封を受けたことに対する謝恩使を命ぜられ、同一六年に閩（現在の中国福建省）に渡り、京（南京）に赴き、公事を竣えて帰国。

○嘉靖一六年（一五三七）十一月七日没す。

四世 盛章 豊見城親方（毛龍文）

○嘉靖二年（一五二二）生れ、父盛庸の長男。

○嘉靖年間（一五三七―一五七七年か）に家督を相続し、豊見城間切総地頭となる（一四歳）。

○嘉靖年間に石奉公に任ぜられ、首里城奉神門の欄干御庭の敷石工事を指揮した。

○尚永王の時、萬曆一年（一五八三）に法司官（三司官）に任ぜられる。

○萬曆三一年（一六〇三）八月二十八日没す、八一歳。

五世 盛統 豊見城親方（毛継祖）

○嘉靖三九年（一五六〇）生れ、父盛章の長男。

○尚永王時代の萬暦年間（一五七三―一六二〇）に、東風平間切比嘉地頭（一村を采地とする脇地頭）。

○萬曆二〇年（一五九二）豊見城間切保栄茂地頭（脇地頭）。同年、謝名親方一族の反逆を討伐し、親方の位を賜る。

○萬曆三〇年（一六〇二）、冊封（尚寧王）の謝恩使を命ぜられ、閩に渡り京に登り、萬曆三二年（一六〇四）公事を竣えて帰国。

○萬曆三一年（一六〇三）に家督を相続し、豊見城間切総地頭。

○萬曆三七年（一六〇九）四月一日、法司官に任ぜられる。薩摩軍の討ち入りがあり、尚氏具志頭王子朝盛、西來院の菊隠長老と共に、那覇親見世（役所）に出頭、薩摩軍の大將に国王の降状を告げる使者をつとめた。

○尚寧王と法司官（謝名親方）らが、薩摩に連行された後、馬氏名護親方と共に（国王のいない）国を守

った。国王の安全と帰国を請願する使者となり、薩摩に渡り、翌年九月に国王に従つて無事帰国した。
○萬曆四二―四四年（一六一四―一六）に質使（質問に答える使者か、人質か）となつて薩摩に滞在。この時の功勞で、知行四〇〇石から六〇〇石に加増。
○萬曆四五年（一六一七）に進貢使を命ぜられて閩へ赴く。四七年に帰国。

○天啓二年（一六二二）没す、六三歳。

六世 盛良 豊見城親方 (毛泰運)

○萬曆一四年（一五八六）生れ、父盛統の長男。

○室は、尚久王の三女・首里佐司しゅいさし笠按司がさあんじ思戸金しろうとがね（萬曆二四年生れ）。

○萬曆三二年（一六〇三）豊見城間切保榮茂地頭（脇地頭、一七歳）

○同四〇年（一六二二）貝摺奉行（二八歳）

○天啓二年（一六二二）豊見城間切総地頭、知行四〇

〇石（三六歳）。

○天啓三年（一六二三）年賀使を命ぜられ薩摩へ赴く

○天啓五年（一六二五）算用奉行、法司官に命ぜらる

○崇禎四年（一六三一）尚豊王の即位を布令するため

宮古、八重山へ渡る。

○崇禎一一年（一六三八）島津光久公の藩主就任の慶

賀使を命ぜられ、尚氏北谷王子朝秀に従い薩摩へ渡る。北谷王子は先に帰国したが、盛良は公事が残っていたので滞在、同一五年九月三日帰国の途中、台風のため徳島沖に流されて破船、遭難、五七歳。

七世 盛常 豊見城親方 (毛泰久)

○萬曆四五年（一六一七）生れ、父盛良の長男。

○崇禎三年（一六三〇）黄冠（親雲上の位）を賜る。

○崇禎六年（一六三三）豊見城間切保榮茂地頭（脇地頭、一六歳）

○崇禎一六年（一六四三）豊見城間切総地頭、知行一五〇石（二六歳）。

○順治三年（一六四六）明の隆武帝即位の慶賀使を命ぜられて閩へ赴く。馬賊・季自成の率いる百万の反乱軍が帝都を攻撃中のため、京へ上る途中で引き返して福州へ戻った。順治四年（一六四七）に滞在中の福州で病死、三二歳。

八世 盛定 豊見城親方 (毛邦俊)

○崇禎一四年（一六四一）生れ、父盛常の長男。

○尚質王世代、順治六年（一六四九）豊見城間切総地頭職（父盛常が中国で客死、八歳で相続）。

○康熙二五年（一六八六）五月九日付の墓地呈文に「豊見城間切南風原村（字豊見城）の當間原（現在の字高安区域）に請知行地（開墾地・畑）一町二反がある」と記している。

○康熙三一年（一六九二）系図奉行に任せられる勤職四年。

○康熙三四年（一六九五）保栄茂名を豊見城に改める（豊見城王子家に失礼にならないように、混同をさけて保栄茂を名のつていたか）。

○康熙三五年（一六九六）没す、五六歳。

九世 盛治 豊見城親雲上（毛鳴岐）

○康熙一六年（一六七七）生れ、父盛定の長男。

○康熙三三年（一六九四）黄冠（親雲上 一七歳）

○康熙三五年（一六九六）豊見城間切総地頭、四〇石

○康熙三九年（一七〇〇）没す、二四歳。

十世 盛邑 豊見嶺親雲上（毛宜哲）

○康熙三六年（一六九七）生れ、父盛治の長男。

○康熙三九年（一七〇〇）豊見城間切総地頭、知行四

○石（三歳）。

○康熙五〇年（一七一一）豊見城から豊見嶺に改名（豊

見城王子家との混同をさけるため、か）。

○雍正四年（一七二六）王府の接貢船が台風で薩摩領内に漂着、琉球人が絹織物を密買したことが発覚した。その謝罪の使者となって薩摩へ赴く途中で、台風に遭い行方不明となる（二九歳）。

十世 盛林 豊見城里之子（毛宣敏）

○康熙三九年（一七〇〇）生れ、父盛治の次男。

○康熙五六年（一七一一）里之子の位賜る。

○乾隆一〇年（一七四五）没す、四六歳。

十一世 盛幸 豊見城親方（毛統熙）

○康熙五六年（一七一一）生れ、父盛邑の長男。

○雍正七年（一七二九）豊見城間切総地頭、知行四〇

石（一二歳）。

○乾隆一七年（一七五二）冊封使の来訪に備えて龍船歌奉行に任せらる。（尚穆王即位の年である。冊封使の全魁、副使周焯は一七五六に来琉している。冊封使を歓待する宴の一つに、龍潭池で龍船を浮べて供覧する行事がある。この時は、王府高官の元服前の少年たちが爬龍歌を披露する。奉行は総責任者）

○乾隆二六―二七年（一七六一―六二）、九代將軍徳

川家重公死去の弔使を命ぜられ江戸へ登る。

○乾隆二九年（一七六四）系図奉行、三〇年（一七六五年）没す。四九歳。

十二世 盛式 豊見城親方（毛延楫）

○乾隆七年（一七四二）生れ、父盛幸の長男。

○乾隆二〇年（一七五五）、尚穆王を冊封する使者（全魁、周焯）来琉の際、王後の待衛役（俗に六人衆と呼ぶ）に任せらる（十三歳）。

○乾隆三〇年（一七六五）豊見城間切総地頭、知行四〇石（二二歳）

○乾隆三八年（一七七三）、中城王子に随行し、問安使を命ぜられて薩摩へ渡る。

○乾隆三九年（一七七四）没す、三三歳。

十三世 盛昌 豊見城親方（毛續緒）

○乾隆二五年（一七六〇）生れ、父盛式の長男。

○乾隆三九年（一七七四）豊見城間切総地頭、知行四〇石（一四歳）

○嘉慶五年（一八〇〇）冊封使（正使趙文僖、副使李元）来琉に際し、問安使を命ぜられる。

○嘉慶六年（一八〇一）年頭慶賀使を命ぜられ薩摩へ

○嘉慶一五年（一八一〇）没す、五一歳。

十四世 盛宣 豊見城親方（毛振勳）

○乾隆五一年（一七八六）生れ、父盛昌の長男。

○嘉慶四年（一七九九）冊封使の来琉を前に躍童子（一三歳）。

○嘉慶一〇年（一八〇六）黄冠（親雲上）。

○嘉慶一六年（一八一二）豊見城間切総地頭、知行四〇石（二六歳）。

○嘉慶二四年（一八一九）没す、三四歳。

十五世 盛方 豊見城親雲上（毛耀宗）

○嘉慶一三年（一八〇八）生れ、父盛政（宣）の長男

○道光元年（一八二一）豊見城間切総地頭、知行四〇石（一三歳）。

○道光八年（一八二八）豊世城に改名。

○道光一一年（一八三二）黄冠（親雲上）。

○道光一三年（一八三三）没す、二六歳。

十六世 盛綱 豊見城親方（毛台光）

○道光九年（一八二九）生れ、父盛方の長男。

○道光一四年（一八三四）豊見城間切総地頭、知行四

○石（五歳）。

○咸豊一一年（一八六一）紫冠（親方）、高奉行、真和志平等惣與頭。

○同治元年（一八六二）異国方御用係、逗留異国ら無事帰国により褒賜。

○同治五年（一八六六）冊封使（趙新、寅の御冠船）

来琉、（尚泰王）冊封の大典儀式が終了したことを報告する使者を命ぜられ、豊見城王子朝尊に従って薩摩へ渡り、翌年八月三日に島津公に拝謁した。

○同治六年（一八六七）真和志平等惣與頭。

○同治八年（一八六九、明治二年）御用意方御物奉行薩摩への年頭使を命ぜられる。

○同治一二年（一八七三、明治六年）国学仮奉行、田地奉行。

十七世 盛和（毛常憲）

○同治四年（一八六五）生れ、父盛綱の長男。

○光緒二年（一八七六、明治九年）中城王子尚典公の赤頭（一一歳）

○光緒四年（一八七八、明治一一年）御書院童子御小姓（一三歳）。（光緒五、明治一二、一八七九年に琉球藩を廃止し、沖縄県を置く―廃藩置県）。

村民の戦時・戦後体験記（談）の

募集について

豊見城村は、村史編集事業として平成七、八年度に「村民の戦時・戦後体験記（談）」を広く募集し、村史第六巻資料編「戦争」にまとめ、出版する計画です。苛酷な太平洋戦争を生きのびてきたすべての村民が主人公になり、それぞれの体験を書き残そう、というものです。

筆無精の方には、聞き取りをする職員が参上してお話しをうかがいます。まずは、次のような体験をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。

例 ①軍隊、郷土防衛隊、軍属、鉄血勤皇隊、女子挺身隊など従軍体験者。②山原疎開、学童疎開、一般疎開体験者、③壕ほり、飛行場設営作業、食糧供出した人。④豊見城村内、南部島尻で捕虜収容された人。⑤比国、南洋、その他外国で終戦、引き揚げした人。

⑥伊良波収容所の体験者。⑦その他の戦争体験者のみなさん。

連絡先・豊見城村教育委員会 村史編さん室

電話 八五六―三六七―



昭和16年の第二豊見城国民学校（座安小）の演練大会。この年に太平洋戦争がぼつ発した。
 (比嘉亀吉氏提供)

とみぐすく写真・生活資料展

今年、終戦50年。他市町村でも様々な企画展示会がありました。我が豊見城村でも11月16日から19日の4日間「とみぐすく写真・生活資料展」を開催することになりました。展示は、(戦前・戦中・戦後)と今日に至るまでの豊見城の様子を分かりやすく見て行こうとするものです。懐かしいあの風景、あの顔、見る人なりの人生もそこで重なり、鮮やかに思い出が蘇ることでしょう。また、写真とともに今回初めての企画として、生活資料である民具を展示しています。この民具は、村史編纂室の二人のお兄さんが、村内を戸別訪問し、ご寄贈戴いたり、借用させて戴いたりしたものです。大切に保管されていた貴重な写真や品々を快く提供し、ご協力して下さいました皆様にこの紙面を借りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、民具とは、私たちが日常生活していくうえで必要な用具のことをまとめて言います。民具と一口にいっても、いろいろな種類のものがあります。その時代において、その土地の特色を生かし作られ、使われてきたものです。今回、展示されている中にも、終戦直後利用したジュラルミン製の鍋、チューカー、マカイ、アイロンなどがあり時代を反映したものとといえるでしょう。戦後たくましく復興への道を歩んできた県民の生活を垣間見ることが出来ます。豊見城らしい民具としては、農業に関するものが数多くあること、そして特に塩田の濃度計は他にない大変珍しいものといえるでしょう。一つの品を見ても、10人いれば、10人違った思いがあるはずです。昔の苦勞した話など子供たちに聞かせてください。懐かしい感じがあった時代を共に語ってください。そんな思い出をさがすきっかけになる企画展でもありたいと思います。

終戦50年平和事業の一環として行われる今回の企画展では、「平和の礎」に刻名されている豊見城村の戦没者の集計をいろいろな形でとってみました。改めて、住民を巻き込んだ恐ろしい戦争を二度と起こさないように、そして平和の大切さを感じて頂けたら幸いです。

村史編集嘱託員 大城みゆき

沖縄県地域史協議会の研修に参加して

主査 大城 達 宏

県地域史協議会95年度第二回研修会が十月四日から三日間の日程で石垣市にて開催され、当編纂室からは私と儀間淳一の二名が参加してまいりました。

今研修は「八重山移民について」がテーマ。琉球王府時代から戦後の計画移民に至るまでの八重山、特に石垣島に入植した人々の当時の状況を見聞し、改めて「移民」の過酷な歴史を肌で感じる事ができた。

初日、「八重山開拓移民史」と題して地元ジャーナリストの友寄英正氏が講演、王府時代の強制移住に始まり明治の頃の本土からの寄留民や台湾入植者らによる開墾、さらに日本政府による移民計画などといった戦前開拓史に続き、米軍政下で戦前、王府時代とさほど変わらない環境条件のもとに入植を履行した戦後移民のあゆみを興味深く受講しました。

本村から同地域への入植は、戦前、昭和16年の川原地区で現地でも比較的「成功事例」として知られているが、そのほかに戦後、昭和32年に琉球政府の計画移民で石垣島平野地区へ字保栄茂から三所帯が入植した事実を、今講演と付帯資料の中で知った時は、八重山移民が本村にとっても身近なものであると再認識しました。友寄氏によると、本村からの移民は他にもごく

小さな規模で2集落ほどあるのではとの発言があり、今後、村内移民史をまとめていく上でも是非、調査研究が必要だと実感しました。八重山移民は敗戦後、捕虜収容所や海外から帰村した人々が、住む屋敷や農地を米軍に接収され、さらに当時の安易な移住政策も手伝い、マラリアや有病地帯であった同地へやむおえず生活の場を求めたなど、言わば沖縄戦後史の縮図。2回目入植地巡見で訪ねた各集落ののどかな農村風景を見るにつけ、巡見先で語ってくれた古老らの移住当時の生々しい体験談がより感慨深く心に残りました。



字名嘉地から石垣市の川原に入植した上原重秀氏宅（昭和26年）。前列左から上原恒盛、照子、正則、道子、恒弘。中列左から瀬長政則、ヨシ、節子、上原貞子、由美子、悦子。後列左から高原宜佐、上原重秀、カマド、長嶺ヨシ。
（川原入植50年記念誌より）

豊見城村史編集委員会（名簿）

任期 平成5年3月1日～平成7年2月末

氏 名	所 属	備 考
金城正篤	琉球大学教授	東洋史
仲地哲夫	沖縄国際大学教授	南東文化研究所
田里修	沖縄大学教授	教務部長
當間一郎	沖縄県立図書館	史料編集室主幹
大城英男	村老人クラブ会長	元村長
大城盛昌	J A豊見城組合長	
赤嶺成政		農協60年史編集者
当間浩和	県立豊見城南高校	村文化財保護委員
津波高志	琉球大学教授	
金城昌勝	村議会議員	
与那覇清雄	村議会議員	
金城豊明	助 役	
座安正朝	教育長	

任期 平成7年5月1日～平成9年3月31日

氏 名	所 属	備 考
金城正篤	琉球大学教授	東洋史
仲地哲夫	沖縄国際大学教授	南東文化研究所
當間一郎	沖縄県立図書館	史料編集室副参事
大城英男	村老人クラブ会長	元村長
当間浩和	県立豊見城南高校	村文化財保護委員
比嘉辰博	琉球新報社	広告局長
長田亮一	エッセイスト	『ジョン万次郎物語』著者
大田富男	村議会議員	
玉城文子	村議会議員	
赤嶺孝栄	助 役	
垣花幸雄	教育長	

豊見城村史編集基本計画

(第一次計画 平成五年六月現在)

第一卷	通史編(概論・各論)	平成十五年
第二卷	資料編(自然・地理)	平成十三年
第三卷	資料編(産業・経済)	平成十二年
第四卷	資料編(行政・統計)	平成十四年
第五卷	資料編(教育)	平成十年
第六卷	資料編(戦争)	平成八年
第七卷	資料編(民俗)	平成十一年
第八卷	資料編(移民)	平成九年
第九卷	資料編(文献資料)	平成七年
第十卷	資料編(新聞集成)	平成九年
第十一卷	豊見城事典(索引)	平成十五年

第9巻「文献資料編」執筆担当者

(豊見城村史専門部会員名簿)

氏名	職名	執筆担当区分
金城正篤 (部会長)	琉球大学教授	見聞録・紀行文にみる豊見城間切
仲地哲夫	沖縄国際大学教授	近世史料にみる豊見城間切
田里修	沖縄大学教授	近代史料にみる豊見城間切
當間一郎	県立図書館史料編集室副参事	歌謡にみる豊見城間切
田港朝和	県立図書館史料編集室主幹	統計資料にみる豊見城間切
当間浩和	県立豊見城南高校教諭	地図・絵画等にみる豊見城間切
阿波根直孝	豊見城村文化財保護審議委員	先史時代の豊見城
田名真之 (原稿依頼)	那覇市歴史資料室主幹	家譜資料にみる豊見城間切
宜保喜久	豊見城村史編纂室長	王府史に見る豊見城間切

豊見城村史編纂室業務日誌

平成5年	7・14	第3回 豊見城村史編纂委員会開催。
〃	〃	豊見城まつり（8月1日）。
〃	〃	沖縄県地域史協議会研修会参加（於糸満市市）。
〃	〃	琉球大学付属図書館にて資料収集。
9・27	〃	〃 30 県立図書館にて資料収集。
10・2	〃	字保栄茂豊年祭（3日）。
〃	〃	県立図書館にて資料収集。
〃	〃	赤嶺喜之助氏所蔵の口上覚を訪ねて赤嶺家へ。
〃	〃	〃 29 沖縄県地域史協議会一九九三年度宿泊研修会於 伊江島。
11・10	〃	豊見城村史 第9巻 資料編 第1回専門部会開催。
〃	〃	専門部会委員委嘱状交付。
〃	〃	県立図書館にて資料収集。

平成6年	11・26	那覇市史編集係へ伺う。
〃	〃	県立図書館にて資料収集。
〃	〃	第2回 専門部会開催。
〃	〃	村役所御用納め。
12・14	〃	村役所御用始め。
〃	〃	村役所御用始め。
1・4	〃	専門部会の先生方と村内巡検。
〃	〃	家譜資料参考のため那覇市史編集係へ伺う。
〃	〃	〃
〃	〃	宜保室長、金武町の「移民展」へ伺い資料複写。
2・14	〃	字嘉数（嘉数東原の嘉数仮埋葬地）の遺骨収集の写真撮影。
〃	〃	臨時職員上地晴美採用。浦添市立図書館「琉球王国評定書文書全18巻折り返し記念慰労会」に出席。
3・1	〃	當間一郎氏と共に石垣市へ。伊舎堂用八氏所蔵の組踊「未生の縁」の台本を撮影。
〃	〃	石垣市史編集室へ。川原部落の入植記念碑等撮影。
〃	〃	那覇市史編集係へ。
〃	〃	第4回豊見城村史編纂委員会開催。
〃	〃	臨時職員系数ローラ退職。
〃	〃	教育委員会へと所属が変わる。機関名称も「村史編纂室」となる。職員 安谷屋元 着任。
4・1	〃	真玉橋の公民館で、一時保管している屋敷墓から出された藍（3つ）を写真撮影及び現場へ。
4・18	〃	

4・26	建設部構内の「村史編纂室」へお引越し。(27日)
5・18	地域史協議会の打ち合わせのため那覇市文化局歴史資料室へ。
5・19	地域史協議会へ向けての課内会議。
5・24	第9巻の第3回専門部会開催。
5・27	沖縄県地域史協議会総会及び研修会(本村にて)。
6・13	南島文化研究所での「沖縄における地域史づくりの課題と展望」に参加。
7・9	若松会の16人が組踊「手水の縁」の舞台とされる地域を回る。宜保室長、瀬長島を案内。
7・29	沖縄平和祭94平和特別企画展(26-31日県主催)見学とみぐすくまつり(台風のため順延)。7月31日-8月1日。
8・26	与那原町役場ロビーでの「学童疎開展」を見学。
8・29	字渡橋名で古墓調査。
8・30	中央公民館において「DEIGOプラン21」推進地域会議。
9・5	金城唯仁さんから本の寄贈(7冊)
9・9	字保栄茂西原古墓調査。
10・5	沖縄県地域史協議会一九九四年度宿泊研修会(於伊是名村)-7日。
10・19	学童疎開調査のため宜保室長、安谷屋宮崎県へ。
10・20	宮崎県高千穂町へ。
10・22	宮崎県北郷村へ。24日。
11・23	宜保室長中国へ。29日。中琉史関係国際学術会議

12・28	(室長参加) 御用納め。
平成7年	御用始め。
1・4	御立平和祈念資料館に写真撮影のお願いに(安谷屋)。
1・6	終戦50年事業の調整会議(室長)。
1・11	県立平和祈念資料館へ。
1・12	県立平和祈念資料館へ。
1・17	(室長、安谷屋)。
1・18	村立中央公民館にて研修会(室長)。
1・19	県立平和祈念資料館へ写真撮影。20日。那覇市民ギャラリー「横内家と近代沖縄」-横内家寄贈資料展-を見学。
1・24	策9巻 第4回専門部会開催。
1・25	県立平和祈念資料館へ写真撮影。
1・18	県立図書館から本の寄贈(県史料10冊、紀要12冊)。
2・6	県立平和祈念資料館へ写真撮影。27日。
2・23	自治研修-10日(安谷屋)。
2・27	沖縄市郷土博物館 第21回企画展「地図展」を見学。「官報」のワープロ打ち込みを糸満市史編集室の金城氏より引き受ける。
3・3	沖縄県立博物館へ資料提影。
3・4	沖縄県地域史協議会(於 県立図書館)。
	外間守善氏文化講演会(豊見城村中央公民館)。

3・7	県庁文化課、那覇歴史資料室、緑林堂へまわる。
3・8	『官報』の打ち込みをお渡しする。
3・9	字長堂の埋没壕跡からでた遺品を受け取る（歩兵第22連隊壕）。
3・10	県立平和祈念資料館へ写真撮影。
3・14	第9巻の第5回専門部会開催。
3・20	課内会議。
3・22	報告書と原稿の件で田港先生のもとへ（安谷屋） 當間先生のもとへ（大城）。
3・23	當間浩和先生来室（資料、原稿の件）。原稿の件で金城先生のもとへ（安谷屋）
4・4	とよみ小学校開校式式典撮影。
4・19	県立図書館へ文献資料撮影のため。
4・28	沖縄県地域史協議会総会及び研修会（於 西原町）。
5・8	臨時職員儀間淳一採用。課内会議。
5・12	阿波根先生来室。
5・15	當間浩和先生来室。
5・26	當間一郎先生来室。
5・27	第33回海軍戦没者慰霊祭（沖縄海友会主催）旧日本軍司令部壕にて。
5・30	課内会議（終戦50年平和事業について）。那覇歴史資料室へ原稿の件で（室長）。
6・2	原稿の件で仲地先生のもとへ（大城）。
6・2	石川市歴史民俗館、今帰仁村歴史文化センターを見学（室長、大城、上地）。

6・8	石川市歴史民俗資料館、今帰仁村歴史文化センターを見学（安谷屋、儀間）。
6・12	課内会議（「戦争編」について、終戦50年平和事業について）。
6・13	第5回豊見城村史編集委員会開催。
6・16	旧海軍司令部慰霊祭（県主催）。沖縄県公文書館、南風原文化センターへ（安谷屋、儀間）。
6・16	上原肇氏より写真提供。
6・16	比嘉亀吉氏より写真提供。
6・19	課内会議（終戦50年平和事業について）。
6・20	平和写真展「西原町」元米兵から返還された資料展「北中城村」、捕虜体験者シンポジウム「金武町」へ（安谷屋、儀間）。大城恵和氏より写真提供。
6・25	特別平和祈念慰霊祭（旧海軍司令部壕）。
7・4	具志光雄氏より写真提供。
7・6	大城昂氏から写真提供。
7・18	第6回 第9巻の専門部会開催。
8・1	大田恒夫氏より写真提供。
8・3	沖縄県公文書館シンポジウム（宜保、儀間）。
8・4	（安谷屋、大城）。
8・5	とみぐすく祭り（16日）
8・8	写真提供依頼のため、那覇出版社へ。
8・17	登川良雄氏より写真提供。西原町在の城間精徳氏より田頭の収容所の様子を聞き取り調査。
8・18	具志川市・市民平和資料特別展「沖縄戦と戦後生活資

8・18	料」へ見学（儀間）。
8・23	〃 〃（大城、上地）。
8・26	石川市制50周年記念写真展「戦前・戦後の石川」へ見学（大城、上地）。
9・1	自分史づくり講座開講式。中央公民館1階会議室。
9・2	安谷屋元経済課へ移動。大城達宏村史編纂室に着任。第2回 自分史づくり講座開催。中央公民館2階視聴覚室。
9・8	石川市写真展及び名護市企画展、名婦仁村「名婦仁の戦前、戦後資料展」、本部町「沖繩戦と本部」展を見学（達宏、儀間）。
9・11	資料収集……字豊見城（長嶺輯徳氏、嘉数亀太郎氏、瀬長元泰氏より写真提供）
9・12	資料収集（字宜保、我那覇、名嘉地、高良キング写真館）。
9・13	瀬長俊雄氏（字我那覇）より「キセル」1点寄贈。
9・16	瀬長理一郎氏より「木製タライ」1点借用。
9・18	仲地先生から資料戴くため沖繩国際大学へ（みゆき）資料収集（字名嘉地、田頭）14日。
	第3回 自分史づくり講座開催。中央公民館2階視聴覚室。
	資料収集（字瀬長）。高良寿治氏（字瀬長）より「羽釜」2点、「チルドオシ」1点、「ティンジャー網」2点が寄贈。比嘉良雄氏（字瀬長）より「はかり」1点寄贈。玉元善勇氏より「軍作業就職履歴書」1

9・20	点、「B円・ドル換算表」1点、「ハガキ」1点、「B円1円札×1点、B円10円札×2点、B円20円×1点」、「50円硬貨」（昭和32年発行）1点、「日銀券 5銭札×1点、50銭札×1点、1円札×1点」、「百円札×2点」、「給料明細票」3点、「パスポート」1点、「予防接種票？」1点、「収入印紙（3㉿）×3点、「運転免許証」1点、「秤（分銅つき）」1点、「ジュラルミン製すり鉢」1点、「軍払い下げスプ皿」2点を借用。
9・22	赤嶺成輝氏（字渡嘉敷）より写真4点借用。大嶺俊彦氏（字渡嘉敷）より「米軍払い下げウジン（おぼん）1点寄贈、「トーフウーシ」上下1組借用。
9・25	平安山良康氏（字与根）より「ミソガミ」1点、「味噌壺」1点、「ミソヤーマ」1点、「タマウキ」（漁具）1点、「セーマー」1点、「ジュラルミン製ヤカン」1点を借用。
9・26	課内会議（終戦50年平和事業について）。資料収集（字与根）。屋良ツル氏より「ドースウ」（塩の濃度測定器）1点。「葉莖を利用した灰皿」1点を借用。
9・27	第7回 第9巻の専門部会開催。資料収集（字与根）安谷屋保光氏より写真1点と「エーク」（漁具）1点借用。
	資料収集（字伊良波）。大城フミ氏（字伊良波）より「秤」1点寄贈。大城成浩氏（字伊良波）より「ミソガミ」2点寄贈。石火矢橋碑文寸法実測。

資料収集(字座安)。赤嶺秀義氏(字座安)より「日本軍帯剣」1点、「陸軍指揮刀」(昭和新刀)1点、「蓄音機」1点、「レコード箱」(レコード盤25枚在中)1点、「五つ玉そろばん」1点、「木炭アイロン」1点、「ジュラルミン製洗面器」1点、「ジュラルミン製鍋」1点、「ジュラルミン製鉄板」1点、「ジュラルミン製七輪」1点、「ジュラルミン製マカイ」1点、「ジュラルミン製ヤカン」1点、「アルミ製弁当箱」1点、「重箱」1点、「USのこぎり」1点、「ウシチ1式」(ウジン10枚在中)1点、「天秤はかり」1点、「天秤はかり」(豚計測用)1点寄贈。

編集後記

◆「故きを温ねて、新しきを知り」とよく言われますが、次の言葉を覚えていきますか。「可以為師以て師と為す可し」と続くのですが…表題の上に揚げて、今後の編集事務の“銘”にしたい、と思っております。でも、ちょっと固いかナ?

◆何事によらず、最初というのには、新鮮な夢や緊張、重圧を感じるが、わが「村史だより」の創刊号については、気負いもない。村史の資料の紹介や業務日誌、軽い話題などを掲載して、村民の皆様や関係者のご理解を仰ぎ、お近づきになりたい、という庶民感覚を大切にしたいからです、が……。

◆村指定文化財第一号「口上覚」は、本村に残された古文書の代表格です。また「毛氏家譜」も一般には未公開の家譜資料です。琉球王府時代を偲ぶ好材料であると思います。どうぞお気軽にご感想をお寄せください。なお、誤訳、誤記などにお気付の時は、よろしくご教示をお願い申し上げます。

豊見城村史だより 創刊号

平成7月11日10日

編集発行 豊見城村教育委員会
豊見城村史編さん室
沖縄県豊見城村字上田 561
〒901-02 電話 856-3671
FAX 850-6323

印刷・とみしろ印刷

村史編さん室スタッフ

宜保喜久	村史編纂室長
大成達宏	主査
大成みゆき	嘱託職員
儀間淳一	臨時職員
上地晴美	臨時職員

